

入 札 説 明 書

件 名

仙台市総合防災情報システム用消防事務端末機器

仙 台 市

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、仙台市契約規則（昭和39年仙台市規則第47号。以下「規則」という。）、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年仙台市規則第93号。以下「特例規則」という。）、仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁。以下「要綱」という。）、本件の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、本市が発注する調達契約に関し一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 公告日 平成30年2月2日

2 入札担当部局、問合せ先及び契約条項を示す場所

- (1) 所在地：〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号
- (2) 担当課：仙台市財政局財政部契約課物品契約係 電話022-214-8124
- (3) 調達責任者：仙台市長

3 競争入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 仙台市総合防災情報システム用消防事務端末機器 216台
- (2) 案件内容 別添仕様書のとおり
- (3) 納入場所 別添仕様書のとおり
- (4) 納入期限 平成30年5月31日

4 入札参加者に必要な資格

一般競争入札参加申請書の提出期限の日から開札の時までの期間において、次に掲げる要件をすべて満たす者で、本市の審査により本入札の入札参加者に必要な資格があると認められた者とする。

- (1) 仙台市における平成29・30・31年度競争入札参加資格(物品)の認定を受けている者であること。また、当該資格において営業種目を「**情報処理用機器**」で登録している者であること。
- (2) 施行令第167条の4第1項各号に該当する者でないこと。
- (3) 要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (4) 有資格業者に対する指名停止に関する要綱第2条第1項の規定による指名停止を受けていないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと。
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。
- (7) 資本金10,000,000円以上であること。

5 入札参加者に必要な資格の確認等

- (1) 本入札の参加希望者は、4に掲げる入札参加者に必要な資格を有することを証明するため、次に従い、一般競争入札参加申請書（添付書類の提出が必要な場合はそれらを含む。以下「申請書類」という。）を提出し、本市から入札参加者に必要な資格の有無について確認を受けなければならない。

4(1)の認定を受けていない者も次に従い申請書類を提出することができる。この場合において、4に掲げる事項のうち4(1)以外の事項を満たしているときは、開札の時において4(1)に

掲げる事項を満たしていることを条件として入札参加者に必要な資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が本入札に参加するためには、開札の時に於いて4(1)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書類を提出しない者及び入札参加者に必要な資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

ア 申請書類：一般競争入札参加申請書

(添付書類) なし

イ 提出期間：平成30年2月2日から平成30年2月23日まで（持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。郵送の場合は、平成30年2月23日を受領期限とする。）

ウ 提出場所：〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

仙台市財政局財政部契約課物品契約係 電話022-214-8124

エ 提出方法：持参又は配達証明付き書留で郵送すること。

なお、事前に電話連絡をしたうえで郵送すること。

- (2) 一般競争入札参加申請書の様式は本入札説明書に添付していないので、本入札説明書を公開しているホームページの記載に従い入手し、作成すること。
- (3) 入札参加者に必要な資格の確認は、上記の提出期限の日以後、本市の審査により行うものとし、その結果は平成30年3月6日までに通知する。なお、本入札への参加資格があると認められた者に対しては本入札に係る「一般競争入札参加資格認定通知書」を交付する。
- (4) 上記(3)に示す「一般競争入札参加資格認定通知書」を交付された者であっても、開札が終了するまでは、入札を辞退することができる。入札を辞退するときは、辞退届（任意様式）を上記(1)ウの場所に提出すること。

6 平成29・30・31年度競争入札参加資格(物品)の認定を受けていない者等の手続き

- (1) 本入札の参加希望者で、平成29・30・31年度競争入札参加資格(物品)の認定を受けておらず、4(1)に掲げる要件を満たさない者は、次に従い当該資格審査申請を行うことができる。

ア 提出書類：仙台市ホームページで確認すること。

<http://www.city.sendai.jp/keyaku-kanri/download/bunyabetsu/keyaku/shikakutoroku/buppin.html>

イ 提出期間：平成30年2月2日から平成30年2月16日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。）

ウ 提出場所：5(1)ウに同じ。

エ 提出方法：持参すること（郵送その他の方法による提出は認めない）。

- (2) 平成29・30・31年度競争入札参加資格(物品)の認否の決定は、上記の提出期限の日以後、本市の審査により行うものとし、その結果は認否の決定後に通知する。
- (3) 4(1)に掲げる平成29・30・31年度競争入札参加資格(物品)の認定を受けている者で、4(1)に掲げる営業種目の登録をしていない者は、営業種目の追加を行うことができる。営業種目の追加を行う者は、5(1)に掲げる申請書類等の提出に併せて、「入札参加資格登録事項変更届（様式第10号）」を提出すること（「変更事項」欄に「種目の追加」と記入し、「変更後」欄に追加する営業種目名を記入すること。なお、営業に関し、法令上の許可・登録を必要とする業種の場合は許可（登録）証明書の写しを添付すること）。なお、当該変更届の様式を掲載しているホームページのアドレスは次のとおり。

7 仕様書に対する質問

- (1) 本入札の参加希望者で、別添仕様書に対する質問（見積に必要な事項に限る。）がある場合は、次に従い提出すること。
 - ア 提出書類：質疑応答書（別添様式。質問事項を記載すること。）
 - イ 提出期間：5 (1)イに同じ。
 - ウ 提出場所：5 (1)ウに同じ。
 - エ 提出方法：5 (1)エに同じ。
- (2) (1)の全ての質問に対する回答は、平成30年3月6日までに、本入札説明書を公開しているホームページ内に掲載する。

8 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時：平成30年3月16日 14時00分
ただし、郵便による入札の受領期限は平成30年3月15日とする。
- (2) 場 所：〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号
仙台市財政局財政部契約課入札室
ただし、郵便による入札のあて先は「仙台市財政局財政部契約課物品契約係」とすること（住所は上記に同じ）。
なお、事前に電話連絡をしたうえで郵送すること（電話番号022-214-8124）。

9 入札保証金及び契約保証金

- (1)入札保証金：免除
- (2)契約保証金：免除

10 入札及び開札方法等

- (1) 入札書は持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）すること。電報、電話その他の方法による入札は認めない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、仕様書、図面及び契約書案並びに規則及び特例規則を熟知の上、入札をしなければならない。
- (3) 入札参加者又はその代理人は、本入札に参加する他の入札参加者の代理人となることはできない。
- (4) 入札室には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び下記(20)の立会い職員以外の者は入室することができない。ただし、入札執行主務者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (5) 入札参加者又はその代理人は、入札開始時刻後においては、入札室に入室することができない。
- (6) 入札参加者又はその代理人は、入札室に入室しようとするときは、入札関係職員に**一般競争入札参加資格認定通知書**（5の手続きにより本市から交付を受けたもので、写しによることができる。）及び**身分を確認できるもの**（自動車運転免許証、パスポート、会社発行の写真付身分証等すべて原本）並びに代理人をして入札させる場合においては**入札権限に関する委任状**

- (別添様式によること。)を提示又は提出しなければならない。
- (7) 入札参加者又はその代理人は、入札執行主務者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札室を退室することができない。
- (8) 入札室において、次の各号の一に該当する者は、当該入札室から退去させるものとする。
- ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るため連合をした者
- (9) 入札参加者又はその代理人は、別添様式による入札書を作成し、提出すること。なお、入札書には、次の事項を記載すること。
- ア 件名 (仙台市総合防災情報システム用消防事務端末機器)
 - イ 入札金額 (総額 (課税業者にあつては消費税及び地方消費税相当額抜き))
 - ウ 日付 (持参の場合は入札日を、郵送の場合は発送日を記入すること。)
 - エ 宛て先 (「仙台市長」と記入すること。)
 - オ 入札参加者本人の氏名 (法人にあつては、その名称又は商号)
 - カ 入札者氏名及び押印 (押印は、外国人にあつては、署名をもって代えることができる。)
- (10) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限る。また、入札金額は、日本国通貨による表示に限る。
- (11) 持参による入札の場合においては、入札書を封筒に入れ、かつ、その封皮に入札参加者の氏名 (法人にあつては、その名称又は商号)、件名及び入札日を表記し、8 (1)に示した日時に、8 (2)に示した場所において提出しなければならない。
- 郵便による入札の場合においては、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書きし、入札書を入れて密封した中封筒及び一般競争入札参加資格認定通知書の写しを入れ、8 (1)に示した受領期限までに、8 (2)に示した場所に到達するよう郵送 (配達証明付き書留郵便に限る。)しなければならない。なお、この場合、中封筒の封皮には、上記の持参による入札の場合と同様に必要事項を記載しておくこと。
- (12) 入札金額は、一切の諸経費 (ただし、仕様書において発注者が負担することとしているものを除く。)を含めて見積もった金額とすること。
- (13) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者又はその代理人は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (14) 入札参加者又はその代理人は、入札書に使用する印鑑を持参し、再度入札等に備えること。
- (15) 入札書及び委任状は、ペン又はボールペンを使用すること (えんぴつ等の容易に消去可能な筆記用具は使用しないこと)。
- (16) 入札参加者又はその代理人から提出された書類を本市の審査基準に照らし、採用し得ると判断した者のみを落札決定の対象とする。
- (17) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておかなければならない。ただし、入札金額の訂正は認めない。
- (18) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることができない。
- (19) 入札執行主務者は、入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札参加者又は

その代理人を入札に参加させず、又は当該入札を延期し、若しくはこれを取りやめることができる。

- (20) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない本市職員を立ち会わせてこれを行う。
- (21) 開札をした場合において、入札参加者又はその代理人の入札のうち予定価格以下の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行うことがある。ただし、郵便による入札は初度の入札のみ認める。なお、再度の入札を辞退する者は、入札室から退室しなければならない。この場合、辞退届の提出は不要とする。

11 入札の無効

次の各号の一に該当する入札書は無効とし、無効の入札書を提出したものを落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、本市より入札参加者に必要な資格がある旨確認された者であっても、開札時点において、4に掲げる資格のないものは、入札参加者に必要な資格のない者に該当する。

- (1) 4に示した入札参加者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 要綱第4条第1項の規定により、入札参加資格を失った者の提出した入札書
- (3) 件名又は入札金額の記載のない入札書（「0円」または「無料」等の記載は入札金額の記載のない入札書とみなす。）
- (4) 入札参加者本人の氏名（法人にあつては、その名称又は商号）並びに入札者氏名の記載及び押印のない又は判然としない入札書
- (5) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名（法人にあつては、その名称又は商号）並びに入札者氏名（代理人の氏名）の記載及び押印のない又は判然としない入札書
- (6) 件名の記載に重大な誤りのある入札書
- (7) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (8) 入札金額を訂正した入札書
- (9) 一つの入札について同一の者がした二以上の入札書
- (10) 再度入札において初回の最低入札金額以上の金額を記載した入札書
- (11) 8(1)に示した入札書の受領期限までに到達しなかった入札書
- (12) 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書
- (13) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）」に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札書

12 落札者の決定方法等

- (1) 有効な入札書を提出した者であつて、予定価格以下で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない本市職員にこれに代わってくじを引か

せ、落札者を決定する。

- (3) 落札者を決定した場合において、落札者とされなかった入札者から請求があったときは、速やかに落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所、落札金額並びに当該請求を行った入札者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合においては、無効とされた理由）を、当該請求を行った入札者に書面により通知する。
- (4) 落札者が、規則第14条で定める期日まで、契約書の取交わしをしないときは、落札の決定を取り消す。

13 入札公告等の要件に該当しなくなった場合の取り扱い

落札決定後、契約締結までの間に次に掲げるいずれかの事由に該当することとなったときは、当該落札決定を取り消し契約締結は行なわない。この取扱いにより、落札者に損害が発生しても、本市は賠償する責を負わない。

- (1) 「4 入札参加者に必要な資格」各号のいずれかに該当しないこととなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申請書又はその他の提出書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。
- (3) 要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められるとき。

14 苦情申立

本件における競争入札参加資格の確認その他の手続き等に関し、政府調達に関する協定に違反していると判断する場合は、その事実を知り、又は合理的に知りえたときから10日以内に、書面にて仙台市入札等監視委員会に対してその旨の苦情を申し立てることができる。

15 留保条項

契約確定後も仙台市入札等監視委員会から通知を受けた場合は、事情変更により契約解除をすることがある。

16 契約書の作成

- (1) 落札者は、交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から5日（その期間中に仙台市の休日を定める条例（平成元年仙台市条例第61号）第1条第1項に規定する休日があるときは、その日数を除く。）以内に契約書の取交わしを行うものとする。ただし、落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、その事情に応じて本市が別に定めた期日までとする。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 本契約は本市と契約の相手方との双方が契約書に記名して押印しなければ、確定しないものとする。

17 支払いの条件

別添契約書案による。

18 契約条項

別添契約書案、規則及び特例規則による。

19 その他必要な事項

- (1) 入札をした者は、入札後、この入札説明書、契約書案、仕様書、図面、質疑応答書等についての不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札参加者若しくはその代理人又は落札者が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者若しくはその代理人又は落札者が負担するものとする。

留意事項

入札説明書本文に記載のとおり、一般競争入札参加申請時及び入札時には下記の書類等が必要となります。不備がある場合、失格又は入札無効となる場合がありますのでご注意ください。なお、一般競争入札参加資格認定通知書の再発行は行いません。

1 一般競争入札参加申請時の提出書類

- 一般競争入札参加申請書

2 入札時の必要書類等（持参の場合）

- 一般競争入札参加資格認定通知書（写し可）
- 身分を確認できるもの
（免許証・パスポート、会社発行の写真入り身分証明書等。ただし、原本に限る。
写真付名刺、健康保険証は不可。）
- 代理人が入札する場合は、委任状（本市様式に限る。）
- 入札書（本市様式に限る。）
- 入札用封筒
- 再度入札等に使用する印

入 札 書

件名 _____

入札金額

百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

(注：契約希望金額の **108分の100** の金額です。)

上記の金額で請負（供給）したいので、関係書類を熟覧
のうえ、仙台市契約規則を守り入札します。

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

(宛て先)

_____ 様

会社（商店）名 _____

入 札 者 氏 名 _____

印

(注) 委任を受けて入札する場合には、受任者名で入札することとなります。

記載例(本人の場合)

入札書



※本店の代表者又は競争入札参加資格審査申請時(登録時)において支店長等に入札・契約等に関する権限を委任している場合の支店長等が入札を行う場合。

捨印
…捨印の押印にあたっては、右下の印と同じ印を押印すること。

件名 ○○○○○○○○業務委託

	百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
入札金額			¥	1	2	3	4	5	0	0	0

(注：契約希望金額の 108分の100 の金額です。)

上記の金額で請負(供給)したいので、関係書類を熟覧のうえ、仙台市契約規則を守り入札します。

平成 2X 年 00 月 00 日

(宛て先)

仙台市長 様

競争入札参加資格審査申請時(登録時)において提出した「使用印鑑届」により届け出した印を使用すること。

支店長等が入札を行う場合は、支店名も記載すること。

会社(商店)名 ○○○○○株式会社

入札者氏名 代表取締役 ○○ ○○



支店長等が入札を行う場合は、「支店長 ○○ ○○」等とすること。

(注) 委任を受けて入札する場合には、受任者名で入札することとなります。

記載例(代理人の場合)

入札書

※本人から委任を受けた者(担当者等)が入札を行う場合。

印

捨印
…捨印の押印にあたっては、右下の印と同じ印を押印すること。

件名 ○○○○○○○○○業務委託

入札金額

百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
		¥	1	2	3	4	5	0	0	0

(注：契約希望金額の 108分の100 の金額です。)

上記の金額で請負(供給)したいので、関係書類を熟覧のうえ、仙台市契約規則を守り入札します。

平成 2X 年 00 月 00 日

(宛て先)

仙台市長 様

会社(商店)名 ○○○○○株式会社

入札者氏名 ○○ ○○

本人から委任を受けた者(担当者等)の印を使用すること。なお、入札時に提出する委任状の「使用印鑑」欄に押印した印と一致すること。

印

本人から委任を受けた者(担当者等)の氏名を記載すること。

(注) 委任を受けて入札する場合には、受任者名で入札することとなります。

印

委任状

平成 年 月 日

(宛て先)

様

住所

委任者

氏名

印

私は を代理人と定め、平成 年 月 日
仙台市において行う下記件名の入札及び見積りに関する
一切の権限を委任します。

記

件名

受任者は次の印鑑を使用します。

使用印鑑



記載例

印

委任状

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(宛て先)

様

住所 仙台市青葉区国分町3丁目7番1号

委任者 株式会社 〇〇〇〇

氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

・本店の代表者（競争入札参加資格審査申請時（登録時）において支店長等に入札・契約等に関する権限を委任している場合は支店長等）名で作成し、押印すること。

・印は、競争入札参加資格審査申請時（登録時）において提出した「使用印鑑届」により届け出した印を使用すること。

私は〇〇〇〇〇〇を代理人と定め、平成〇〇年〇〇月〇〇日

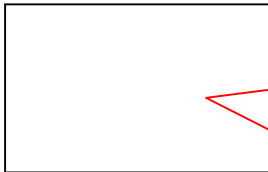
仙台市において行う下記件名の入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

記

件名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇業務委託

受任者は次の印鑑を使用します。

使用印鑑



この委任状で入札に関する委任を受けた者（実際に入札に参加する者）の私印を押印すること。

入札書にはこの印を押印すること。

売 買 契 約 書

1 物件の名称

2 規格・数量 別記内訳書記載のとおり

3 契 約 金 額

億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

うち消費税及び地方消費税額

千	百	拾	万	千	百	拾	円

4 契約保証金 免 除

5 納 入 場 所

6 納 入 期 限 平成 年 月 日

上記の物件について、仙台市を発注者、消費税及び地方消費税に係る
〔課〕税業者.....を受注者とし、
〔免〕

次の条項によって物件の売買に関する契約を締結する。

平成 年 月 日

発注者 住 所 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号
氏 名 仙 台 市
代表者 市 長 ㊟

受注者 住 所
氏 名

㊟

(総則)

第1条 受注者は、発注者に対して頭書の物件を内訳書、仕様書及び図面に基づき、頭書の契約金額をもって、頭書の納入期限内に納入しなければならない。

2 受注者は、発注者から特に指示を受けたときは、頭書の納入期限内において当該物件を分納することができる。

(定義)

第1条の2 この契約書において「遅延損害金約定利率」とは、契約締結日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率をいう。

(納入の通知)

第2条 受注者は、物件を納入したときは、直ちに納品書によりその旨を発注者に通知しなければならない。第1条第2項の規定により分納する場合も同様とする。

(検査)

第3条 発注者は、前条の規定により納入の通知を受けたときは、その日から10日以内に受注者の立会いを求めて物件の検査を行うものとする。

2 受注者は、前項の検査に立会わないときは、その検査の結果につき、立会わないことによる異議を申し立てることはできない。

3 第1項の検査に合格しないときは、受注者は直ちに取替え又は補修等を行い、納入期限内又は発注者の指定する期日までに再検査を受けなければならない。この場合における物件の納入及び再検査等については、前条及び前2項の規定を準用する。

(物件の引渡)

第4条 受注者は、納入物件が発注者の行う検査に合格したときは、納入場所において遅滞なく当該物件を発注者に引渡さなければならない。

(一般的損害)

第5条 物件の引渡し前に、納入物件について生じた損害は受注者の負担とする。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰すべき事由による場合については、この限りでない。

(受注者の請求による納入期限の延長)

第6条 受注者は、天災地変その他その責めに帰することができない事由により、納入期限内に納入することができないときは、納入期限内に発注者に対して、その事由を付して納入期限の延長を求めることができる。その延長日数は、発注者と受注者とが協議してこれを定めるものとする。

(受注者の履行遅滞の場合における違約金)

第7条 受注者の責めに帰すべき事由により、頭書の納入期限内に納入することができない場合において期限後に納入の見込のあるときは、発注者は受注者に対して期限を定めてその履行を催告するとともに違約金をすることができる。

2 前項の違約金は、契約金額（発注者が第1項第2号の規定により引渡しを受けたものがあるときは、当該部分に相当する代金を差引いた額）につき、遅滞日数に応じ、遅延損害金約定利率の割合で計算した額とする。

(契約代金の支払い等)

第8条 受注者は、頭書の物件のすべてについて第4条の規定による引渡しがあったのち、所定の手続に従って契約代金の支払いを請求するものとする。

2 発注者は、前項の請求があったときは、これを審査し、適正と認めるときは、その受理した日から30日以内にこれを支払わなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、その期間を45日まで延長することができる。

3 受注者は、発注者の責めに帰すべき事由により、前項の規定による契約代金の支払いが遅れたときは、発注者に対して、未受領金額につき、遅延日数に応じ、遅延損害金約定利率の割合で計算した金額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(契約保証金の還付等)

第9条 受注者の納付した契約保証金は、この契約の履行完了後、発注者から受注者へ還付するものとする。

2 受注者が契約上の義務を履行しないとき（第7条に定める履行遅滞の場合を除く。）は、契約保証金は発注者に帰属するものとする。ただし、受注者の契約上の義務の不履行により発生した発注者の損害額が、契約保証金額に対して過不足ある場合は、発注者はその過不足額を追徴し、又は還付する。

(契約変更及び中止等)

第10条 発注者は、必要があるときは契約の内容を変更し、又は物件の納入を一時中止し、若しくはこれを打切ることができる。この場合において、納入期限又は契約金額を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

(契約の解除)

第11条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

(2) 納入期限内に物件の引渡しを終らないとき。

(3) 納入期限内に明らかに契約履行の見込みがないと認められたとき。

(4) 前各号のほか、受注者がこの契約事項に違反し、その違反によってこの契約の目的を達することが

できないとき。

2 受注者は、次の各号のいずれかに該当する事由のあるときは、この契約を解除することができる。

(1) 契約内容の変更により契約金額が3分の2以上減少するとき。

(2) 発注者がこの契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないとき。

3 前2項の規定によりこの契約が解除された場合における既納部分の取扱については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

4 第1項各号に規定するもののほか、発注者は、特定調達に係る苦情の処理手続に関する要綱（平成7年12月25日市長決裁）第5条第2項の要請を受けた場合において、これに従うときは、特に必要があると認められるものに限り、当該契約を解除することができる。

（契約が解除された場合等の違約金）

第11条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

（談合による解除）

第11条の3 発注者は、受注者がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 受注者に対してなされた私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令が確定したとき。

(2) 受注者に対してなされた独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令が確定したとき。

(3) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑に処せられたとき。

2 第11条第3項及び前条第1項の規定は、前項による解除の場合に準用する。

（暴力団等排除に係る解除等）

第11条の4 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 受注者の代表役員等（仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁。以下「要綱」という。）別表第1号に規定する代表役員等をいう。以下同じ。）又は一般役員等（要綱別表第1号に規定する一般役員等をいう。以下同じ。）が暴力団員（要綱第2条第4号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団関係者（要綱第2条第5号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められるとき又は暴力団員若しくは暴力団関係者が事実上経営に参加していると宮城県警察本部（以下「県警」という。）から通報があり、又は県警が認めたとき。

(2) 受注者（その使用人（要綱別表第2号に規定する使用人をいう。）が受注者のために行った行為に関しては、当該使用人を含む。以下この条において同じ。）、受注者の代表役員等又は一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団等（要綱第1条に規定する暴力団等をいう。以下同じ。）の威力を利用していると県警から通報があり、又は県警が認めたとき。

(3) 受注者、受注者の代表役員等又は一般役員等が、暴力団等又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団（要綱第2条第3号に規定する暴力団をいう。）の維持運営に協力し、若しくは関与していると県警から通報があり、又は県警が認めたとき。

(4) 受注者、受注者の代表役員等又は一般役員等が、暴力団等と社会的に非難される関係を有していると県警から通報があり、又は県警が認めたとき。

(5) 受注者、受注者の代表役員等又は一般役員等が、暴力団等であることを知りながら、これを不当に利用する等の行為があったと県警から通報があり、又は県警が認めたとき。

(6) 前各号に掲げるものを除くほか、受注者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者に該当すると認められるとき又は同項各号に掲げる者に該当すると県警から通報があり、若しくは県警が認めたとき。

(7) 前各号に掲げるものを除くほか、受注者が仙台市暴力団排除条例（平成25年仙台市条例第29号）第2条第3号に規定する暴力団員等に該当すると認められるとき又は同号に規定する暴力団員等に該当すると県警から通報があり、若しくは県警が認めたとき。

2 受注者が共同企業体である場合、その代表者又は構成員が前項各号のいずれかに該当したときは、同項

の規定を適用する。

- 3 前2項の規定により契約が解除された場合においては、第11条第3項及び第11条の2第1項の規定を準用する。
- 4 受注者は、この契約の履行に当たり暴力団等（仙台市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。以下この項において同じ。）から不当介入（要綱第2条第6号に規定する不当介入をいう。以下同じ。）を受けたときは、速やかに所轄の警察署への通報を行い、捜査上必要な協力をを行うとともに、発注者に報告しなければならない。受注者の下請負人等（要綱第7条第2項に規定する下請負人等をいう。）が暴力団等から不当介入を受けたときも同様とする。

（損害賠償の予定）

- 第12条** 受注者は、第11条の3第1項各号のいずれかに該当するときは、物件の納入の前後を問わず、又は発注者が契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を発注者に支払わなければならない。ただし、同項第1号に相当する場合において、排除措置命令の対象となる行為が独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合その他発注者が特に認める場合には、この限りでない。
- 2 前項の場合において、受注者が共同企業体であり、かつ、既に当該共同企業体が解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に損害賠償金の支払いの請求をすることができる。この場合において、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して損害賠償金を発注者に支払わなければならない。
 - 3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合において、超過分につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により受注者が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

（債権譲渡等の禁止）

- 第13条** 受注者は、発注者が特に承認した場合のほか、この契約によって生ずる契約上の債権を第三者に譲渡し、又は担保の目的に供してはならない。

（契約外の事項）

- 第14条** この契約書に定めのない事項については、必要に応じ発注者と受注者とが協議してこれを定めるものとする。

発注者及び受注者は、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各自1通を保有する。

仙台市総合防災情報システム用消防事務端末機器仕様書

仙台市消防局総務部管理課

1. 品目及び数量

ノートパソコン 216 台

2. 納入場所

仙台市消防局各署所(別紙 1・2「消防局及び消防署所等所在地一覧」・「端末設置場所及び端末設置台数参照」)

3. 納入期限

平成 30 年 5 月 31 日とする。原則、受注者は、納入期限までに導入を完了すること。
なお、納入場所への機器搬入日については、受注者決定後別途指示するものとする。

4. 一般的な留意事項

- (1) 本調達の遂行にあたって、受注者は本市と十分に協議し本市の指示に従うこと。
- (2) 受注者は責任者を選定し、責任者に本調達に従事するものへの指揮監督を行わせるとともに本市との連絡調整にあたらせること。
- (3) 受注者が本市施設に立ち入る場合、事前にその旨を本市に連絡すること。また、本市施設内で作業を行う際は名札を着用すること。
- (4) 受注者が本市施設内で作業等を行う際は、本市の指示に従い、職員の執務に極力支障を及ぼさないよう留意すること。
- (5) 本調達の作業において受注者が他の事業者との調整を要する場合は、相互に協力して作業の便宜を図ること。また、本業務に関して他の事業者と打合せを行った場合、受注者はその内容を議事録とし、当該打合せ終了後速やかに本市に提出し承認を得ること。
- (6) 受注者は本業務を通じて知り得た情報を本業務の用に供する目的以外には利用してはならない。また、本市の書面等による承諾なしに第三者に開示してはならない。
- (7) 本市施設内で行う作業のセキュリティ対策として、作業開始までに、受注者は業務責任者に本市が開催する個人情報セキュリティ研修を受講させ、本市で規定する情報セキュリティポリシーを遵守し、情報漏洩事故の予防に努めること。
- (8) 本仕様書に記載がなくとも当然実施すべき作業があれば、受注者は本市の承認を得て適切にこれを行うこと。
- (9) 受注者は通訳等を介すことなく、日本語での意思疎通ができること。

5. 機器仕様

納入するパソコンの仕様は、下記の条件を全て満たすものとする。

(1) ハードウェア

本調達で導入する機器(以下「調達機器」という。)は未使用品とし、別紙3「機器詳細仕様」に掲げる性能、容量等を全て満たすこと。なお、調達する端末については、同一メーカー、同一機種、同一型番とすること。

(2) ソフトウェア

別紙4「搭載するソフトウェア」に示すソフトウェアを搭載すること。

6. 導入作業等

(1) 調達機器のセットアップ

- ① 本市が別に指示する場合を除き、調達ソフトウェアを調達機器にインストールし、正常に動作させること。
- ② 調達機器のセットアップ時の作業場所や納入前機器の保管場所については、受注者にて用意すること。
- ③ セットアップが終了した調達機器のホスト名とシリアル番号及びMACアドレスの一覧を設置作業時に提出すること。
- ④ 調達機器の構築手順を示した端末設定手順書及び、接続手順を示した端末接続手順書を本市に提出すること。なお、端末設定手順書及び端末接続手順書の作成にあたっては仙台市総合防災情報システム本調達受注事業者より別途提示される手順書等の内容も加味すること。

(2) リカバリメディアの作成

- ① ハードディスクの障害に備え、ハードディスクリカバリ作業に必要なリカバリメディア(本調達機器の内蔵ドライブで利用可能なものに限る)2 セットを本市へ提供すること。
- ② リカバリメディアは、調達機器全台に適用可能なものとし、ネットワークアドレス等個々の調達機器に固有に設定する情報以外は全てリカバリ可能なものであること。
- ③ 本市でリカバリメディアを用いてリカバリ作業を行う際にライセンスが必要である場合、納入する全ての調達機器に対するリカバリ用ライセンスを同時に提供すること。
- ④ リカバリメディアを用いた端末のリカバリ手順を示した端末リカバリ手順書を2部作成し本市に提出すること。

(3) 調達機器の設置、接続、動作確認

- ① 調達機器を仙台市消防局各署所内事務室に設置し、仙台市総合防災情報システムネットワーク(L2 スイッチもしくはハブ)に接続すること。その際、配線が必要となる場合(最大70m程度)、ケーブル、モール等は全て受注者の負担で用意すること。なお、事務室内設置場所の詳細にあつては受注者決定後別途指示するものとする。

- ② 調達機器のうち本市が指定するものにネットワーク設定、ウィルス対策ソフト(ESET ENDPOINT PROTECTION ADVANCED)、及び別紙 4 にて指定するソフトウェアのインストールを行い、正常に動作、通信できることを確認すること。なお、仙台市新総合防災情報システム本調達受注事業者より別途提示される手順書に従い、設定作業をおこなうこと。
 - ③ 調達機器の動作確認後、本市が別途指定するホスト名等を記載したラベルを調達機器の指定部位に貼付すること。
 - ④ 調達機器の動作確認後、配備先の職員に機器の取り扱いに関する簡単な説明を行うこと。
 - ⑤ 調達機器の動作確認後、動作確認結果を現場検収書(チェックシート)に記入し、本市現場担当職員による記入済検収書の確認、検印を受けること。
- (4) 検査
- ① 検査は仙台市契約規則に基づき行う。
 - ② 検査後1年以内に調達機器に瑕疵等が発見された場合には、速やかに新品と交換すること。
- (5) その他
- ① 提出書類等及びその提出時期については次表のとおりとする。提出書類は全て日本語で記載し、原則として A4 判で作成すること。なお、次表3～6及び8のものについては紙媒体の他、電子媒体(CD-R)についても提出すること。

提出書類名称	提出日	部数	備考
1 担当者届	契約日の翌日まで	1部	
2 責任者届	契約日の翌日まで	1部	
3 調達機器一覧	設置作業時に	1部	ホスト名、シリアル番号、MACアドレスを記載すること。
4 端末設定手順書	設置作業時に	1部	
5 端末接続手順書	設置作業時に	1部	
6 端末リカバリ手順書	作成後速やかに	2部	リカバリメディア、リカバリ用ライセンスも提供すること。
7 現場検収書	作業後速やかに (2開庁日以内)	1部	
8 調達機器・ソフトウェアのマニュアル、技術資料	設置後速やかに	各1部	

- ② 納入前に調達機器や調達ソフトウェアのバージョンアップ等が発生した場合には、本市と協議し、了解を得た機種を納入すること。
- ③ 本市の組織変更等に伴う調達機器の配備先変更に際して了承すること。
- ④ 梱包用資材の処分は受注者の負担において適切に処理すること。

以上

消防局及び消防署所等所在地一覧

区 分		所 在 地
消 防 局		青葉区堤通雨宮町2番15号
青葉	本 署	青葉区国見三丁目11番19号
	国 見 出 張 所	青葉区片平一丁目5番13号
	片 平 出 張 所	青葉区小松島四丁目7番1号
	小 松 島 出 張 所	青葉区川平三丁目3番48号
宮城野	荒 卷 出 張 所	宮城野区苦竹三丁目6番1号
	本 署	宮城野区高砂一丁目30番地の15
	高 砂 分 署	宮城野区岩切字三所南1番地の4
	岩 切 出 張 所	宮城野区鶴ヶ谷八丁目19番地の6
若林	鶴 谷 出 張 所	宮城野区原町一丁目3番54号
	原 町 出 張 所	若林区遠見塚二丁目25番20号
	本 署	若林区河原町一丁目2番1号
太白	河 原 町 出 張 所	若林区今泉字久保田東32番地の65
	六 郷 分 署	太白区山田北前町15番1号
	本 署	太白区大野田字袋前14番地の1
	長 町 出 張 所	太白区中田四丁目14番5号
	中 田 出 張 所	太白区八木山香澄町25番20号
	八 木 山 出 張 所	太白区秋保町湯向29番地の7
泉	秋 保 出 張 所	太白区茂庭台四丁目1番34号
	茂 庭 出 張 所	泉区将監四丁目4番1号
	本 署	泉区八乙女中央三丁目7番60号
	八 乙 女 分 署	泉区松陵五丁目20番地の3
	松 陵 出 張 所	泉区高森四丁目2番地の616
宮城	高 森 出 張 所	泉区小角字館前12番1
	根 白 石 出 張 所	青葉区落合二丁目15番1号
本 署		青葉区熊ヶ根字町一番の五1番地の7
熊 ヶ 根 出 張 所		太白区あすと長町一丁目1番1号
救急ステーション		岩沼市空港西1丁目7番
消防航空隊		

区分		端末設置位置(台数)
消防局	消防局 7階	30
	消防局 6階	22
	消防局 5階	29
青葉	本署	11
	国見出張所	2
	片平出張所	3
	小松島出張所	1
	荒巻出張所	2
宮城野	本署	8
	高砂分署	3
	岩切出張所	2
	鶴谷出張所	2
	原町出張所	2
若林	本署	8
	河原町出張所	2
	六郷分署	5
太白	本署	8
	長町出張所	2
	中田出張所	2
	八木山出張所	2
	秋保出張所	2
	茂庭出張所	1
泉	本署	8
	八乙女分署	5
	松陵出張所	1
	高森出張所	1
	根白石出張所	2
宮城	本署	8
	熊ヶ根出張所	2
救急ステーション		4
消防航空隊		2
仙台市消防局(インストール作業後納品)		34

機器詳細仕様 ノートパソコン

項目	仕様
OS	Microsoft Windows10 Professional(64bit 版) 日本語版
CPU	インテル® Core™ i5-7200U プロセッサ 又は同等以上の処理性能を有するもの
メモリ	4GB(4GB×/DDR3L SDRAM) 以上
内蔵ハードディスク容量	500GByte 以上
ディスプレイ	15.6 型 TFT 以上 表示解像度:1,366×768ドット(WXGA)以上 表示色:1,677 万色以上
光学ドライブ	内臓型 DVD ドライブ
オーディオ機能	HD-Audio 準拠、スピーカ内蔵
有線ネットワークインターフェイス	1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T (自動認識、Wake On Lan 対応)×1
無線ネットワークインターフェイス	ハードウェア設定(BIOS)で常時無効化できるもの (搬入後に必ず無効化の設定を行うこと)
インターフェイス	アナログ RGB Mini D-SUB 15ピン×1、HDMI ポート×1 USB (2.0 準拠以上)×2 以上、マイク端子×1、ヘッドフォン端子(ステレオ)×1 ※マイク・ヘッドフォン端子の共用可
キーボード	JIS 配列準拠または OADG 配列準拠 [105 キー]以上
マウス	USB 接続、光学式ホイールマウス
入力電源	AC100V、50/60Hz 及びバッテリーによる電源供給 バッテリー使用可能時間 2.0 時間以上(JEITA バッテリー動作時間測定法 (Ver1.0)に準拠した測定による値)
セキュリティスロット	その他の項で示すセキュリティワイヤーを接続可能なセキュリティスロットを備えること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ グリーン購入法の判断基準を満たすこと。ただし、本仕様書にて指示している数値については、その値を優先すること。 ・ <u>セキュリティスロットについては、セキュリティワイヤー(ロックする機器のセキュリティスロットに錠を直接取り付けるタイプ、錠はシリンダ錠、鍵は統一キー)を取り付けできるものとし、セキュリティワイヤーも調達すること。</u> ・ Windows 10 Professional (64bit) の動作保障があること。なお、Windows 10 Professional (64bit)の動作保障にあたり、専用のソフトウェア (ドライバ、アプリケーション等) を必要とする場合は、必要なソフトウェアの導入用媒体と導入・設定手順書を提供し、かつ、その利用ライセンスが必要な場合は、全台数分のライセンスを付属すること。 ・ 再セットアップ用媒体(Windows 10 Professional (64bit)) の動作保障があること。 ・ イメージリカバリソフトウェアの動作保障があること。 ・ MAC アドレスの設定を行えること。

搭載するソフトウェア

ソフトウェア名称	バージョン	備考
Windows 10 Professional (64bit) 日本語版	最新版	
Microsoft Office Standard 2016		ライセンスについては、宮城県地域 Select Plus for Government Partners (宮城県地域 GSLP (クラス D)) を利用し、必要な手続きに関しては、Microsoft 社と調整の上、円滑に実施すること。
ESET ENDPOINT PROTECTION ADVANCED (官公庁向け)	最新版	ライセンスについては 5 年とする。
Adobe Acrobat Reader		ライセンスは本市が用意し、別途指示する。
Adobe Flash Player		ライセンスは本市が用意し、別途指示する。
Microsoft .NET Framework		ライセンスは本市が用意し、別途指示する。
Java Runtime Environment		ライセンスは本市が用意し、別途指示する。
Microsoft Internet Explorer		ライセンスは本市が用意し、別途指示する。
Windows Media Player		ライセンスは本市が用意し、別途指示する。
ルータプロ9		ライセンスは本市が用意し、別途指示する。
SystemWalker DTK-Agent	最新版	
ヘッドセットドライバ		ライセンスは本市が用意し、別途指示する。
Web カメラ ドライバ		ライセンスは本市が用意し、別途指示する。
ヘッドセット Web カメラドライバ		ライセンスは本市が用意し、別途指示する。
プリンタドライバ		ライセンスは本市が用意し、別途指示する。

- ※ 本表のソフトウェアをインストールする際には、報道によりリスクが確認されている日本語変換ソフト等や映像再生ソフト等について組み込まれないことを確認すること。
- ※ 本表に記載のないソフトウェアがあらかじめ導入されている場合は、本市の承認を得て削除すること。
- ※ インストールするソフトウェアの設定等に関しては、受注者決定後に仙台市総合防災情報システム本調達受注事業者より別途提示される設定手順書に基づいて行うこと。